

神奈川歯学投稿規定

○研究倫理

本誌へ投稿する論文に関わる研究は、本学会が定めた、次に示す内容を遵守していなければならない。研究倫理に抵触する論文は受付拒否とする。

1. インフォームドコンセントを得ておくことが重要な研究ではその旨を論文に明記し、ヒトを対象とする場合はヘルシンキ宣言（1964年採択）を遵守したものでなければならない。また、研究課題によっては、所属施設の研究倫理審査委員会またはこれに準じるものの承認が必要となる。
2. 動物を対象とする内容については、著者の所属機関に設置された然るべき委員会で認可されていることを原則とし、かつ「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（投稿時点の最新版）：環境省」、「動物の愛護及び管理に関する法律（投稿時点の最新版）：環境省」、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（投稿時点の最新版）：文部科学省」、「ARRIVEガイドライン（投稿時点の最新版）：英国3Rセンター」などを参照して科学的および倫理的規範に準じて行なわれていなければならない。編集委員会の判断により動物の取り扱いについて倫理的に問題がある論文は採択しない。
3. 人を対象とする医学系研究については、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号、令和3年6月30日施行）による規定を遵守すること。
4. 遺伝子治療臨床研究については、「遺伝子治療臨床研究に関する指針（文部科学省、厚生労働省、平成31年2月28日全部改正）による規定を遵守すること。
5. 臨床試験は、臨床試験登録公開システム（UMIN CTRなど）に登録する。
(<http://www.umin.ac.jp/ctr/index-j.htm>)
6. 「臨床研究法」で定める特定臨床研究に該当する研究（未承認・適応外の医薬品に係る臨床研究等）は、同法で定める手続きを経た上で投稿すること。
7. 前向きランダム化比較試験（randomized controlled trial：RCT）ではCONSORT声明に従う。拡張版がある場合は準拠する。
8. 「ランダム化比較試験」以外の研究では、研究デザインごとに報告ガイドラインが定められている。事前に必ずEQUATOR networkを参照すること。
(<http://equatornetwork.org>)

また、拡張版がある場合は準拠すること。以下に、代表的な研究デザインに対する報告ガイドラインを例示する。

- ① 観察疫学研究：STROBE
- ② 診断精度の研究：STARD（2015年11月以降に計画された研究は、STARD2015の準拠を推奨する）
- ③ システマティックレビュー・メタ分析：PRISMA
- ④ 症例報告：CARE
- ⑤ 質的研究：SRQR

人および動物が対象の研究は、投稿者所属の施設もしくは研究参加者が所在する施設の研究倫理審査委員会で承認されたものでなければならない。承認された倫理的配慮がその通りになされていることも必要条件であり、具体的に行われた倫理的行動と研究倫理審査承認番号を本文中に明記しなくてはならない。該当しない研究であっても、倫理的配慮については本文中（方法）に記載する。

○その他

1. 投稿原稿は和文あるいは英文で簡潔に記述されたものとする。
2. 本誌の発行は原則として年2回とし、投稿締め切りおよび発行予定日はそれぞれ下記の通りとする。

	投稿締め切り	発行予定日
1号	2月末日	6月末日
2号	8月末日	12月末日
3. 刷り上り5頁までは、論文1頁につき学会が、一定額の掲載料補助を行う。なお、図表、写真、発送および別刷（紙媒体）にかかわる費用は著者負担とする。超過頁料は5,000/頁
4. 投稿原稿には必ず論文投稿票を添付する。
5. 投稿原稿が学会事務局へ到着した日付をもって、受付日とする。
6. 投稿原稿は複数の査読者の意見をもとに編集委員会で検討し、その採否を決定する。受理された論文については受付順に掲載する。採用論文の掲載証明は希望がある場合に発行する。
7. 投稿原稿の送付先および問い合わせ等は、学会事務局とする。

〒238-8580 神奈川県横須賀市稲岡町82
神奈川歯科大学内 神奈川歯科大学学会事務局
電話 046-823-9415 (直) (Fax 共用)
E-mail : gakkai@kdu.ac.jp
8. 著者による校正は、原則として1校までとし、その際には字句の著しい変更、追加、削除などは認めない。校正刷は所定の日までに必ず返却する。
9. 掲載済みの原稿及び記録媒体は原則として返却しない。
10. 本誌掲載の著作物の著作権 著作権法27及び28条の権利を含む）学会に譲渡し、委員会の許可無く他誌への掲載は認めない。ただし、論文の内容については著者が責任を負う。
11. 本誌掲載の論文等は、神奈川歯科大学リポジトリ規定に基づき公表後に神奈川歯科大学図書館学術情報リポジトリへ自動的に登録されるものとする
12. 論文の末尾（文献の前）に、原稿内に論じられている主題または資料について利益相反の有無を明記すること。
13. この規定にない事項は、別に編集委員会で決定する。
14. 投稿規定は改正することがある。

○著者

「著者」(Author)とは、通常、投稿された研究において大きな知的貢献を果たした人物と考えられている。著者資格 (Authorship) は以下の1から5の五点に基づいているべきであるとともに、そのすべてを満たしていなければならない。

1. 研究の構想およびデザイン、データ収集、データ分析および解釈に、実質的に寄与した
2. 論文の作成または重要な知的内容に関わる批判的校閲に関与した
3. 出版原稿の最終承認を行った
4. 研究のあらゆる部分の正確さ、または完全さに関する疑問が適切に探究され解決されることを保証する
5. 研究のすべての面に対して説明責任があることに同意した

資金の確保、データ収集、研究グループの総括的監督に携わっただけでは著者資格を得られない。

産学協同研究など、多施設から相当数の研究者が研究にかかわっていた場合、投稿原稿についての直接の責任者が

明らかになっていなければならない。この責任者は、上述の著者資格の基準を完全に満たしている必要があり、編集委員会は責任者に対して「投稿原稿執筆者および利益相反開示」の詳細を要求することがある。

○研究貢献者

著者資格の基準を満たさない研究貢献者は、すべて「謝辞」の項に列挙する。研究貢献者には貢献内容を明示する。たとえば、「学術的助言者として貢献」「研究デザインの批判的校閲」「データ収集」「研究参加者の紹介ならびにケア」などのように貢献内容を付記することを推奨する。

○研究論文の公表における不正行為および不適切な行為の定義

論文の投稿に関する不正行為や不適切な行為を禁じる。下記は本学会における不正行為および不適切な行為である。なお、論文受付時あるいは査読時に、二重・多重投稿やミスコンダクトが判明した場合、当該論文を受付拒否とする。

□ 不正行為

- 多重投稿・多重出版：原稿は、他誌に掲載されていないもの、かつ他誌に寄稿中でないものに限る。
なお、以下の場合には二次出版 (secondary publication) として二重投稿とはみなさない。
 - 政府や各学会から出されたガイドラインなど周知が必要な報告内容。
 - 日本語論文を後に英文化した場合。
 - その他、本誌編集部において承認された場合。
 - ただし、いずれの場合にも、次の ICMJE のガイドライン要項を満たしている必要がある。
 - 著者が双方の編集者から許可を得ている。
 - 初版の優先権を尊重するため、双方の編集者と著者の間で初版から二次出版までの期間を取り決めている。
 - 異なる読者層を対象としている。
 - 初版のデータの解釈を忠実に反映している。
 - 二次出版では、その論文の全体あるいは一部が過去に発表されたことを告知し、初版の論文を引用する。
 - タイトルにてその論文が二次出版であることを明示する。
- ミスコンダクト：ミスコンダクトとは狭義には、捏造 (Fabrication)、偽造・改ざん (Falsification)、剽窃・盗用 (Plagiarism) の 3 つを言う。頭文字から FFP とも言われる。捏造は データや結果を全くゼロからつくることを言い、偽造・改ざんはデータや結果を都合の良いように改変することを言う。また、不都合なデータを故意に削除することも偽造・改ざんに含まれる。剽窃・盗用は、他人の文章だけでなく、アイデア、プロセス、結果などを承認なく流用することを言う。さらに、広義の研究不正には、同じ内容の論文を別の論文誌に投稿する二重投稿、名誉著者とされるような不適切な論文著者、研究費の不正使用、研究費の不誠実な申請や成果の報告が含まれる。

(文部科学省「研究倫理総論」
(https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/micro_detail/_icsFiles/afildfile/2014/07/14/1349636_03.pdf) より、文章表現を一部改変)

□ 不適切な行為

- 著者としての資格を有しない者 (不適切なオーサーシップ) は、以下の ①~④ に該当するものとする。
 - ギフトオーサーシップ：研究成果の発表物 (論文) の「著者」となることができる要件を満たさない者を著者として記載すること。
 - ゲストオーサーシップ：研究で果たした役割の重要性が低くても、ある人物を著者とする事で、論文が出版される可能性を一気に高めようとする事。
 - ゴーストオーサーシップ (幽霊著者)：重大な貢献者の名前を著者欄や謝辞部分に入れないこと。このような人には、メディカル・ライターなど、利益相反があるとみなされている人が含まれる。
 - 助成金の入手・研究の指揮・比較的重要ではない実験補助・事務的な補助のいずれかの職務にしか当たらなかった者：研究に何らかの形で貢献したと認められるが、著者としての資格を有する基準を満たさない者 (このような場合の個人名は謝辞に記すものとする)。
- 他者を当人の承諾なしに著者に加えること
- 著作権を侵害する行為：既存の尺度、介入プログラム、アルゴリズム等の使用において、著作権を有する者への使用許諾のない使用、改変、自身の論文に転載すること。
- 資金提供を受けていること、非表示：研究の遂行にあたり、助成を受けているにもかかわらず、それを論文中表示しないこと (利益相反の有無に関わらない)。
- データの二次利用等であること、非表示
 - データを二次利用する場合、そのことを表明しない、また二次利用の根拠を明確に示さないこと。
 - 学術集会での発表、学位論文、報告書など、すでに一部もしくはその全体の概要を公表していることを表明しないこと。
- 断片的投稿 (salami slicing)：論文出版の実績を水増しするために 1 つの研究を複数に細かく分けることで、研究の一部を独立した研究のように投稿する断片的投稿は、研究全体の重要性和価値を誤って伝えると同時に、学術雑誌を公刊するシステムに多くの時間と費用を浪費させることから、厳に慎まなければならない。長い研究経過の途中で、それまでに得られた結果をもとに投稿する場合は、投稿した論文と研究全体との関係を明らかにするとともに、過去に研究の一部を公表した論文があれば、その論文との関係を投稿論文に明確に示さなければならない。

上記の行為が疑われた場合、以下の対応を行う。

- 理事会が聞き取り調査を行う。
- 実際に不正であると判断された場合はその旨を公告する。
- 公刊後に不正が明らかになった場合は当該論文を削除する公告を行う。
- 不正を行った投稿者に対しては理事会の議を経て、会員資格を剥奪する。

なお、二重投稿の場合は該当する他学会の編集委員会に通知する。

○原稿区分

研究論文は総説、原著論文、症例・臨床報告、速報、まとめ論文、その他の 6 種類とし、いずれも他誌に未発表の

ものに限る。なお、総説は原則として雑誌編集委員会が企画するが、投稿も受け付ける。

1. 総説の定義

特定の分野や主題について、関連文献や資料に基づき網羅的に分析・検討し総括的に論評した論文。

2. 原著論文の定義

下記の条件をすべて満たす論文。

- ① 取り扱う問題が原則的に1つである。
- ② 研究疑問に基づいて実施された研究の成果を取り扱っている。
- ③ 著者のオリジナリティを有し、著者がその成果の所有権を持ち、原則的に未発表である。
- ④ 学術上および技術上価値ある新しい研究成果が記述されている。
- ⑤ 結論を導くための実験・調査結果、提案する手法や方法論が客観的、文献的および論理的な考察を展開し、有効かを評価した上で論じられている。
- ⑥ 論文で論じられている方法とその結果については、再現性がある。

3. 症例・臨床報告の定義

個々の患者についての詳細な報告で、症状、兆候、診断、治療、追跡調査の詳細をまとめた論文。単に稀な症例ではなく、診断や治療の点で興味深い点があった、科学的に示唆に富む知見が得られた、新たな研究の仮説を得るためのきっかけになるものを取り扱っている。単一症例だけでなく、複数の症例を取り扱った報告も該当する。

4. 速報の定義

原著論文と比較し小さい問題、現在進行形の研究成果が記載されており、問題、解決方法と結果の概略、あるいは新しい問題などが論じられており、特に速やかに発表する必要のある論文。

5. まとめ論文の定義

従来の原著論文にテーシブ的要素を入れた論文を「まとめ論文」として掲載した、学位取得のための論文。

6. その他の定義

上述の規定に相当しないが、公表する価値がある論文。

10. 本規定は令和2年8月から一部改正し施行する(第55巻2号より適用)
11. 本規定は令和3年6月から一部改正し施行する(第56巻1号より適用)
12. 本規定は令和4年6月から一部改正し施行する(第57巻2号より適用)

投稿にあたっては「投稿規定」のほか、必ず「投稿の手引き」に準拠すること。

英文投稿の際も日本語版「投稿規定」「投稿の手引き」に準拠し投稿すること。

付則

1. 本規定は昭和42年3月から施行する。
2. 本規定は昭和61年6月から一部改正し施行する(第21巻1号より適用)
3. 本規定は平成11年11月25日から改正し施行する(第34巻4号より適用)
4. 本規定は平成16年11月25日から改正し施行する(第40巻1号より適用)
5. 本規定は平成26年6月12日から改正し施行する(第49巻2号より適用)
6. 本規定は平成28年6月から一部改正し施行する(第51巻1号より適用)
7. 本規定は平成28年12月から一部改正し施行する(第52巻1号より適用)
8. 本規定は平成30年10月から一部改正し施行する(第53巻1号より適用)
9. 本規定は令和2年1月から一部改正し施行する(第55巻1号より適用)

投稿の手引き

投稿票

1. 投稿票は神奈川県歯科大学学会HPに掲載のものを使用する。
2. 論文の分類は該当する論文種別にレ印で示す。
3. 論文タイトルは副表題があれば副表題まで記載する。
4. 略表題（ランニングタイトル）欄には論文内容を的確に表す略表題を 25 文字以内で記載する。欧文文字は 2 個が日本文字 1 個に相当する。
5. 著者名は全員記載する。
6. 所属は省略せず、正式名称を記載する。
7. 別刷は基本PDFとする。紙媒体希望の場合は50 部単位で記載する。
8. 裏面のチェックリストにより、著者自身で投稿原稿内容の確認を行い、著者チェック欄にチェックする。

本文が日本語の場合

論文の形式

1. 原著論文は原則として表紙、英文抄録、本文、文献からなる。総説、症例報告なども、原則としてこれに従う。
2. 原著論文の形式は原則として表紙、英文抄録（英語論文では和文抄録）、緒言、実験材料（または対象）および方法、結果あるいは成績、考察、結論あるいは総括、文献の順に記載する。原著論文以外の総説、症例報告、調査研究なども、原則としてこれに準ずる。
3. 論文の表題、副表題は簡潔に内容を表したものであること。
4. 研究の内容が専門分野以外の人にも理解できる説明文あるいは解説文（200 字以内）を添付する。
5. 投稿原稿は口語体、新仮名づかい、平仮名、横書きとし、漢字は学術用語など特殊な場合を除き当用漢字を用いる。外国人名および地名は原語とする。
6. A4 判用紙を用い、横 30 字×縦 40 行とする。
7. 原則として、原稿は電子ファイルとして作成すること。フォーマットは以下に示す。
テキスト：Microsoft Word
図および表：Microsoft Office (DOC (X), XLS (X), PPT (X)), jpg, gif, png, EPS, TIFF, または pdf とする。印刷原稿の解像度として、300 dpi を必要とする。

表紙

1. 表紙には中央上段より和文による表題、著者名、所属を記載し、その下に英文で表題、著者名、所属機関名、所属機関の住所を記載する。
2. 論文発行後の責任著者（corresponding author）の氏名、所属機関名、所属機関の住所、メールアドレスを記載し、氏名の右肩に * を記載する。
3. 英文表題は冠詞、前置詞、接続詞などの付属語ならびに慣用の特殊語を除き頭文字を大文字、以下を小文字で記す。またハイフンでつながる複合語はハイフンの後は小文字で記す。
4. キーワード（索引用語）は 4 語以下とし、各語とも極力少文字数で表現する。
5. 論文内容を的確に表す 25 文字以内のランニングタイトルをつける。

英文抄録

1. 英文抄録本文は原則として 250～300 ワード以内とする。

2. 英文抄録の英文校閲が必要な場合、これに伴う費用は著者負担とする。

カバーレター

1. 全ての提出には、カバーレターが添付される必要があります。
2. 推奨する査読者については、可能な限り記載する。学内査読者2名、学外査読者2名について、所属、氏名、Eメールアドレス、推薦理由を記載すること。また、査読除外者がある場合は記載すること。
3. 研究の独自性や他雑誌への投稿の有無、利益相反などについて記載すること。

本文

1. 本文は原則として緒言、実験材料（または対象）および方法、結果あるいは成績、考察、結論あるいは総括、文献の順に記載する。
2. 緒言、実験材料および方法、結果あるいは成績、考察、結論の見出しには数字をつけない。
3. 文中の項目を細分する場合は 1., 2., 3., 1), 2), 3), (1), (2), (3), a), b), c), の順によるものとする。
4. 本文中の文献引用箇所には、その右肩に片括弧で、本文中に出てきた順に番号をつける。
5. 文中の外国語（欧文）は下記の通りとする。
 - 1) 人名：通常姓のみを記す。
 - 2) 製品名、製造者名：原語で示す必要があれば、頭文字を大文字、以下を小文字とする。
 - 3) 普通名詞：ドイツ語、ラテン語は頭文字を大文字、以下を小文字とする。英語、フランス語はすべて小文字で記す。
 - 4) 学名：二名法により属名の頭文字を大文字、以下を小文字とし、イタリックで記す。3 回以上使用する場合は 2 回目以後属名を省略し、頭文字で表記する。例；*Streptococcus mutans* → *S. mutans*
 - 5) その他：原語で示す必要があれば、慣用の特殊語を除きすべて小文字で記す。
 - 6) 単位は原則としてSI 単位系を使用する。Journal of Biological Chemistry, 1999 年, 274 巻 1 号, 551–552 頁を参照のこと。
 - 7) 研究補助金についての記載、謝辞、その他の特記事項は結論の末尾に付記する。

利益相反

投稿論文に関連する研究助成（企業からの研究委託も含む）に関して、助成機関（依頼企業）、助成番号（委託番号）を記す。

該当する利益相反がない場合も「申告すべき利益相反なし」と記載する。

文献

1. 文献は本文末尾に一括して引用順に記載する。
2. 記載方法
 - 1) 雑誌論文：引用番号. 著者(著者は 3 名までを明記し、4 名以上の場合は「ほか」または「*et al.*」とする). 論文題目. 掲載誌名. 掲載号(巻): 通巻ページ始一終. 掲載西暦年.
例；1. 山田太郎, 鈴木京子, 田中一郎ほか: アマルガム充填に関する研究. 日歯保誌. **37** (1): 2017-2022, 1994.
 2. Clark AB, Erickson D, Hamilton FG: Tensile strength and modulus of elasticity of several composite resins. *J Dent Res.* **37**(1): 618-621,

- 1992.
- 2) 単行本：引用番号，著者（共著者）：書名；上・下巻，刷数，出版社名，出版社所在都市名，引用ページ，発行西暦年。
例；3. Phillips RW. Skinner's science of dental materials；9th edition, WB Saunders Co., Philadelphia, 219-221, 1991.
4. Ellen R: Ecological determinants of dental root surface caries. In：Cariology for the mineties. Bowen WH, Tabak LA, editors; University of Rochester Press, Rochester, 25-35, 1993.
 - 3) 翻訳書：引用番号，原著者（原語）：監訳者名：翻訳者名；翻訳書上-下巻，翻訳書版数，翻訳書出版社名，翻訳書出版都市名，翻訳書の引用ページ，翻訳書の発行西暦年。
例；5. Roskoski R Jr. 田島陽太郎，監訳：秋野豊明，石川喜一，佐藤詔子，田島陽太郎 翻訳；ロスコスキー・生化学，初版，西村書店，東京，339-353, 1999.
 - 4) 印刷中の論文：引用番号，著者：論文題目；掲載誌名，掲載巻，掲載西暦年，印刷中。
例；6. Sato KE. Effect of tooth brushes on gingival abrasion；*J Periodont Res.* 29(1), 1994. 印刷中.
3. 掲載誌名の省略は原則として医学中央雑誌，*Index Medicus* で用いられている省略法を採用する。

図，表

1. 図（グラフ），写真，表などは図と表に分類して番号をつける。
2. 図・表にはそのみで理解できるような説明（日本語または英語）をつける。
3. 図の説明は別紙にまとめて記載する。表の説明はそれぞれ表に明記する。
4. 図には原則として，上部と右側の囲い線を使用しない。
5. 表の縦罫線は可能な限り使用しない。
6. 図・表の表面右下余白に番号，著者名（所属），天地および縮小率を必ず記載する。
7. 図・表の縮小率は横幅が 7 cm または 14 cm を基準に記載する。直接長さで記載してもよい。縮小率が不明の場合は編集委員会に委託するむね記載する。
8. 図・表の挿入箇所を本文の右側に朱書する。
9. 顔写真には「目隠し」を施して，その人物が特定できないよう配慮すること。

記録媒体添付について

1. 編集委員会では投稿原稿にこれと同一内容を記録した USBメモリー又は CD-R を添付することを推奨する。
2. ファイル名には筆頭著者名と内容（本文，図または表など）を用いることが望ましい。
例：稲岡太郎-本文.docx

原稿の形式

1. ファイル構成；すべてを 1 つのファイルにされてもよいが，英文抄録，文献，付表及び付図説明等はそれぞれ別のファイルにすることを推奨する。すべてのファイルを 1 枚の記録媒体に記録する。

投稿原稿の送付

1. 投稿原稿は投稿票，解説文，表紙，英文抄録，本文，文献，付図説明の順に重ねる。これらは中央下に通しページ番号をつけ，一括して上辺を綴るか丈夫なクリップでとめる。
2. 図，表は番号順に重ね，それぞれ別に綴るか丈夫なクリップでとめる。
3. 解説文には，表題，著者名，所属を記入する。
4. 送付にあたっては図，表，写真，スライド，記録媒体など損傷しないように十分に注意する。
5. 同意承諾書および COI 申告書も添付する。
6. 全ての提出にはカバーレターが添付される必要があります。

まとめ論文投稿の手引き

「まとめ論文」について

神奈川歯学では，従来の原著論文にテーシスの要素を入れた論文を「まとめ論文」として掲載することにより，学位取得のための論文に関し，申請者の便宜をはかることとした。

「まとめ論文」についての留意点を以下に説明する。

1. 神奈川歯科大学大学院歯学研究科教授会の規定に基づき申請者が主たる貢献者である論文をまとめて「まとめ論文」とする。その内容の一部あるいはすべてが，他誌（使用言語を問わない）にすでに出版されているか，あるいは印刷中であるために，「神奈川歯学」に「原著」として投稿すれば二重投稿になる場合，「まとめ論文」としての投稿が薦められる。これらの論文は，将来，他者の「学位論文」，「まとめ論文」あるいは「副論文」として使用できない点に留意されたい。学位申請時にはその旨の誓約書を添付しなければならない。
2. 「まとめ論文」は論文検索のデータベースからは除外される可能性がある。「まとめ論文」を著者の業績リストに記載する場合は，原著論文とは別にして，まとめ論文と明記する。

まとめ論文作成上の注意

論文作成上の注意としては，「神奈川歯学」投稿規定を範とし，論文作成上の注意のうち，表題，項目の記述，考察の内容，結論または総括，見出しの振り方，外国語，図表の名称，文献，略号，単位，符号，キーワードについては同様とする。「まとめ論文」が原著論文の投稿規定と異なる注意点を以下に記載する。

1. 原稿：表紙ページ右上に，「まとめ論文」と記載すること。英文でのタイトル・著者名・所属は不要である。さらに，「まとめ論文」の内容の一部あるいは全部が，すでに原著として他誌に印刷済み，あるいは印刷中の場合は，他誌の別刷，もしくは印刷中であることを証明する書類を添付しなければならない。
2. 緒言：「まとめ論文」が「原著」論文よりもテーシスに近い性質であることを踏まえ，「原著」論文以上に研究の背景についての十分な説明が必要である。
3. 図表（写真を含む）：掲載する図表はオリジナルの外，すでに原著として，他誌に印刷中，あるいは出版済みの論文から引用して用いること。これら図表の主要な部分は学位申請者が主たる貢献者である論文から引用することが必要で，かつ著作権に関する許可を著作権所有者より得た図表（者）に限る。著作権所有者に転載許可を求める書式は神奈川歯学編集委員会に申請されたい。「まとめ論文」の作成に使用した印刷中あるいは印刷済みの，当該論文について，その一部あるいは全部が，学位申請者の「まとめ論文」として使用されることに

については、全共著者の承認を得、承諾書を添付しなければならない。

引用した図表を用いる場合、各図表の説明文の最終部分において、次の様式によって出典を明らかにしなければならない。英文例：(Kanagawa T *et al.*: Nature **690**: 76-77, 1994. の Fig. 1 を許可を得て転載), 和文例：(神奈川太郎ら：歯基礎誌. **40** : 112-118, 1998. の図 2 を許可を得て転載)。

4. 謝辞：通常の謝辞に続き、段落を変えて、次の形式で「まとめ論文」に含まれる論文を記載すること。「本まとめ論文は神奈川太郎ら：歯基礎誌. **40**(1): 112-118, 1998. の一部および Kanagawa T *et al.*: Nature **690**: 76-77, 1994. の一部をまとめたものである。」
5. 英文抄録 (Abstract)：「まとめ論文」には英文要旨は不要である。